

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年1月23日（令和2年（行情）諮問第32号及び同第33号）

答申日：令和3年6月10日（令和3年度（行情）答申第79号及び同第80号）

事件名：「労働基準監督署組織再編に伴う労災補償業務の局集中化に係る庁舎整備等予算配布の申請について」等の一部開示決定に関する件
大阪労働局管下労働基準監督署労災部署の業務体制の変更についての一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表1及び2の各1欄に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表1及び2の各3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年7月29日付け大開第1-42号（以下「原処分1」という。）及び同年9月19日付け大開第1-42の2号（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書（原処分1及び原処分2に共通）によると、おおむね以下のとおりである。

原処分の取消しを求める。

原処分にはそれぞれ不開示とされた部分があり、不開示の理由として、原処分1については法5条1号、2号イ及び6号ロが、原処分2については同条6号イ及びニが挙げられている。

それらを念頭に各開示実施文書の不開示部分を見回したところ、なるほど、例えば印相を不開示とすることについては首肯できるところであるが、そのほかの、例えば通達文書における不開示部分については、どの不開示理由がどのように該当するのか皆目分からないし、そもそもこの種の通達

文書は全部開示されるべきであるところ、余りに不開示部分が目立ち、不開示の判断が極めて杜撰かつ恣意的に行われていることを示唆していると考える。

したがって、原処分には違法の疑いが濃厚であり、審査請求を行うこととしたものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の趣旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年5月28日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象文書の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分1を行ったが、文書特定に不備があったため、改めて本件対象文書2を追加して特定し、原処分2により一部開示決定を行ったところ、審査請求人は原処分を不服として、令和元年10月23日付け（同月25日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象文書については、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとし、その余の部分については、法の適用条項を一部改めた上で、不開示とすることが妥当であると考え（補充理由説明書による修正は、本件対象文書1のうち文書5、7ないし9、12及び15並びに本件対象文書2のうち文書1についての不開示情報該当性の追加であり、下線部で示す。）。

3 理由

- (1) 本件対象文書の特定について（略）
- (2) 本件対象文書1の不開示情報該当性について（別表1の2欄に掲げる部分）

ア 法5条1号該当性

文書5、8①、12③並びに15①及び⑤は、特定の個人の印影、職務経歴等であり、個人に関する情報であって、当該個人を識別できる情報又は他の情報と照合することにより識別することができるものである。

このため、当該部分は、法5条1号本文に該当し、かつ、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性

(ア)（略）

(イ) 文書5、7③、8①、②及び④、9②、11③、12③、13②

並びに15⑤は、特定の事業者の入札等に係る情報であり、当該事業者等が一般に公にしていな内部情報が含まれている。当該部分は、これを公にすると、当該事業者が不当な干渉を受けることが懸念され、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

このため、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号柱書き該当性

文書7①及び②、8⑤、9②、10①、11②並びに15④には、大阪労働局が使用するメールアドレスや情報、その庁舎の設計図等の情報が含まれている。当該部分は、これを公にすると、いたずら等に使用され、行政機関職員のみが出入可能な場所へ容易に侵入が可能になるなど、同局の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

このため、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法5条6号口該当性

(ア) 文書5、7③、8④、9②、11③、12③、13②及び15⑤は、特定の事業者の入札等に係る情報であり、当該事業者等が一般に公にしていな内部情報である。当該部分は、守秘義務により担保された行政に対する信頼に基づき提出された情報等であり、これを公にすると、当該事業者だけでなく関係者の信頼を失い、行政機関が行う契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

このため、当該部分は、法5条6号口に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書6、7②、8③、9①、10②、12②、13①及び15③は、行政機関が行う事業の予定価格やその積算根拠等の情報であり、行政機関が行う契約に関する情報である。当該部分は、これを公にすると、今後の予定価格の推定が可能となり、競争する上での公平性が損なわれるなどのおそれがある。

このため、当該部分は、法5条6号口に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 本件対象文書2の不開示情報該当性について(別表2の2欄に掲げる部分)

ア 法5条4号及び同条6号イ該当性

文書1③及び2③には、大阪労働局管内の労働基準監督署(以下「監督署」という。)における労働基準監督官の配置体制に関する情報が含まれている。当該部分は、これを公にすると、監督署における監督部署の組織規模が推認され、これを知った事業主が監督指導にお

ける法違反の指摘から逃れようとし、労災隠しを行うなど労働関係法令違反の隠ぺいを行い、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。また、労働基準監督機関が行う事務に関する情報であって、検査事務という性格を持つ監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがある。

このため、当該部分は、法5条4号及び6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条6号イ該当性

文書1②及び2②には、大阪労働局管内の監督署における特定調査の業務実施体制や監督指導・安全衛生指導業務の計画に関する情報が含まれている。当該部分は、これを公にすると、特定調査の業務実施体制の縮小の可能性を推認させ、また、監督指導・安全衛生指導事務の手法等が明らかとなり、監督指導・安全衛生指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

このため、当該部分は、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号柱書き該当性

文書1①及び②並びに2①には、大阪労働局管内の監督署における労災部署の職員配置体制や特定の業務を行うべき職員類型についての情報等が含まれている。当該部分は、これを公にすると、特定業務を行う職員類型が特定され、当該業務に不満を持つ人物から担当職員が不当な干渉を受けること等が懸念され、労災補償行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

このため、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

原処分における不開示部分のうち、本件対象文書1の文書2及び本件対象文書2の文書2④は、法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(5) その他

本件対象文書2の文書2のうち以下の部分については、原処分2において、本来、それぞれに掲げる理由により不開示とすべきであったところ、処分庁の誤りにより開示してしまった部分である。

ア 12頁の記1(3)見出し 上記(3)イの理由

イ 13頁最終行 上記(3)アの理由

(6) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書(上記第2の2)において、原処分の「不

開示部分については、どの不開示理由がどのように該当するのか皆目わからないし、そもそもこの種の通達文書は全部開示されるべき」旨主張するが、不開示情報該当性については上記（２）及び（３）のとおりであり、審査請求人の主張は、上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分における不開示部分のうち上記３（４）に掲げる部分を新たに開示することとした上で、その余の部分については、適用条項を原処分１については法５条１号、２号イ並びに６号柱書き及びロとし、原処分２については同条４号並びに６号柱書き及びイとして、それぞれ不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和２年１月２３日 諮問の受理（令和２年（行情）諮問第３２号及び同第３３号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年２月３日 審議（令和２年（行情）諮問第３２号）
- ④ 同年７月９日 審議（令和２年（行情）諮問第３３号）
- ⑤ 令和３年２月９日 本件対象文書２の見分及び審議（同上）
- ⑥ 同月２５日 本件対象文書１の見分及び審議（令和２年（行情）諮問第３２号）
- ⑦ 同年３月１０日 審議（令和２年（行情）諮問第３２号及び同第３３号）
- ⑧ 同月３０日 諮問庁から補充理由説明書を收受（同上）
- ⑨ 同年６月３日 令和２年（行情）諮問第３２号及び同第３３号の併合並びに審議

第５ 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

- (１) 「高度労災補償調査センターの準備・起案・決裁・予算等の、発案から発足・実施にかかる経過と同センターの運営及び体制がわかるすべての資料（同センター事務処理要領を除く）」の開示を求める本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書１の一部について、法５条１号、２号イ及び６号ロに該当するとして不開示とする原処分１を行い、その後、本件対象文書２の一部について、同号イ及びニに該当するとして不開示とする原処分２を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の

一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分1については法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びロに該当するとし、原処分2については同条4号並びに6号柱書き及びイに該当するとし、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において「印相を不開示とすることについては首肯できる」としていることから、以下、法人及び個人の印影の不開示情報該当性については判断しない。諮問庁が上記第3の3（5）に掲げる部分についても判断しない。

(2) 処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象文書1を特定して原処分1を決定した後、文書特定に不備があったとして本件対象文書2を追加して特定し、原処分2を行ったものである。

本件対象文書1には、特定の電話機増設工事（以下「電話工事」という。）について、本省に予算配賦を申請するための費用見積りのため特定の事業者から取り寄せた参考見積書が含まれているが、その後の業者採択や契約伺の文書が含まれていない。

しかし、審査請求人は、審査請求書において文書の特定について争っているとは解されないことから、以下、この点については判断しない。

2 本件対象文書1の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表1の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1

当該部分は、高度労災補償調査センターに係る特定の庁舎整備工事（以下「庁舎工事」という。）及びそれに伴う電話工事について本省に予算配賦を申請するための費用見積りをするに当たり、大阪労働局が特定の事業者から取り寄せた参考見積書の一部である。

当該部分は、法5条1号に定める個人に関する情報であるとは認められない。また、当該部分は、原処分において開示されている情報と同じであるか、又は容易に推認できる内容であると認められる。

このため、当該部分は、これを公にしても、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、行政機関が行う契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号ロのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2、通番7、通番10及び通番13

当該部分は、庁舎工事（その設計及び工事監理の業務を含む。）及びそれに伴う什器・備品購入（以下「什器購入」という。）について

大阪労働局が本省に予算の配賦又は流用を申請した文書（案を含む。以下同じ。）の記載の一部である。当該部分は、原処分において開示されている情報と同じであるか、又は容易に推認できる内容であると認められる。

このため、当該部分は、これを公にしても、行政機関が行う契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号口に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番4

当該部分は、大阪労働局の庁舎工事（設計業務を含む。）に係る予算の配賦又は流用の申請書の記載の一部である。当該部分は、原処分において開示されている情報と同じであると認められる。

このため、当該部分は、これを公にしても、行政機関における予算の執行管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、行政機関が行う契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及び口のいずれも該当せず、開示すべきである。

エ 通番5、通番8及び通番15

当該部分は、大阪労働局の庁舎工事の設計業務に係る予算流用申請書及び当該業務の契約締結伺並びに同工事監理業務に係る契約締結伺の添付文書の一部であり、当該設計業務の受託事業者及び相見積りにおける不採用事業者の各見積書並びに当該工事監理業務の相見積りにおける不採用事業者の見積書の一部である。

当該部分のうち受託事業者の見積書は、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、社会通念上も同様の内容であることが一般に知り得るものと認められる。その余の部分については、事業者を特定し得る部分及び見積りの内訳部分を不開示とすることにより、特定の事業者を識別することができなくなるものと認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条2号イ及び6号口のいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番6

当該部分は、庁舎工事の設計業務を受託した事業者が提出した業務体制表及び協力事務所一覧表の記載の一部である。当該部分は、法5条1号に規定する個人に関する情報であるとは認められない。

当該部分は、原処分において開示されている情報から推認できる内

容であるか、又は事務的な書式若しくは空欄にすぎないと認められる。

このため、当該部分は、これを公にしても、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番11

当該部分は、大阪労働局の庁舎工事（工事監理業務を含む。）に係る予算流用申請書に添付された、当該工事の監理業務についての特定の事業者の見積書の一部である。当該部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、社会通念上も同様の内容であることが一般に知り得るものと認められる。

このため、当該部分は、これを公にしても、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、行政機関における予算の執行管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、行政機関が行う契約に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ並びに6号柱書き及び口のいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番14

当該部分は、大阪労働局の庁舎工事（工事監理業務を含む。）に係る予算流用申請書の記載の一部である。当該部分は、原処分において開示されている情報と同じであると認められる。

このため、当該部分は、これを公にしても、行政機関における予算の執行管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

ク 通番17

（ア）当該部分は、大阪労働局が行う庁舎工事の一般競争入札についての入札状況調書及び改札調書、落札事業者の見積書、各事業者宛ての資格審査結果通知書（厚生労働省の建設工事に係る入札資格。下記（2）ウ（イ）において同じ。）並びに各事業者が提出した入札書（電子方式及び紙入札方式）、入札参加届、入札辞退届、保険料納付に係る申立書及び自己申告書の記載の一部である。当該部分のうち資格審査結果通知書及び各事業者が提出した入札書等は、いずれもシステムの出力様式又は原処分が開示されている入札説明書で示された書式によるものである。

(イ) 当該部分のうち落札事業者の代表者の職氏名は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されていることから、同号ただし書イに該当する。その余の部分は、同号に規定する個人に関する情報であるとは認められない。

(ウ) 当該部分のうち落札事業者の名称、所在地及び落札金額は、原処分において開示されている。このため、入札状況調書及び入札書（電子方式）に記載された落札事業者の事業者IDを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

当審査会事務局職員をして厚生労働省の建設工事に係る入札の有資格者情報の公表状況を同省ウェブサイトにより確認させたところ、資格の種類ごとに有資格者の名称、登録番号、等級及び総合評点並びに資格の有効期限が地域ごとの一覧表形式で公表されていることが確認された。このため、落札事業者の入札資格審査結果通知書に記載されているこれらの情報は、公にされているものと認められる。

落札事業者に係る情報のその余の部分は、入札方式（電子入札又は紙入札）に関するものにすぎない。

(エ) 当該部分に記載された落札者以外の事業者（以下「不落事業者」という。）の情報のうち入札書等に記載された入札金額又は入札不参加若しくは辞退の事実については、事業者の名称、代表者氏名、事業者ID及び所在地を除くことにより、当該事業者の情報であることを識別することができなくなる。不落事業者の資格審査結果通知書には、事業者の名称等の上記の情報に加えて登録番号、等級及び数値を除くことにより、各事業者の入札資格の有無及びその有効期限並びに事務的な内容が記載されているにすぎない。

(オ) 当該部分のその余の部分のうち、電子くじ番号は電子的に抽選を行う場合の番号であり、同番号から各事業者を識別することはできないと認められる。その余は、各文書の宛先である大阪労働局の担当部署又は職名、調達案件名称、同番号等の原処分において開示されている情報であるか、入札の執行回数、資格審査結果通知書発行者の職名等の原処分において開示されている情報から推認できる内容又は空欄部分にすぎない。

(カ) したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条2号イ及び6号口のいずれにも該当せず、開示すべきである。

ケ 通番19

当該部分は、大阪労働局の什器購入に関し、同局が予定価格調書

(案を含む。以下同じ。)を作成する際に用いた参考資料の一部であるが、一般的な製品カタログにすぎない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条2号イ及び6号口のいずれにも該当せず、開示すべきである。

コ 通番23

(ア) 当該部分は、大阪労働局が行う什器購入の一般競争入札についての入札状況調書及び入札参加受付名簿、落札事業者の内訳書、各事業者宛ての資格審査結果通知書(全省庁統一資格。下記(2)ウ(ウ)において同じ。)並びに各事業者が提出した入札書(電子方式及び紙入札方式)、委任状(紙入札方式)、入札参加届、誓約書、同別紙役員等名簿、保険料納付に係る申立書及び自己申告書の記載の一部である。当該部分のうち資格審査結果通知書及び各事業者が提出した入札書等は、いずれもシステムの出力様式又は原処分で開示されている入札説明書で示された書式によるものである。

(イ) 当該部分のうち落札事業者の代表者の職氏名及びその役員等名簿に記載された代表者以外の役員の職氏名は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。このうち代表者の職氏名は原処分において開示されており、また、代表者以外の役員の職氏名は、法人登記事項であって、かつ、原処分で落札事業者名が開示されていることから、いずれも同号ただし書イに該当すると認められる。当該名簿に含まれる代表者を含む役員氏名のフリガナは、氏名表記から推認できる情報である。その余の部分は、同号に規定する個人に関する情報であるとは認められない。

(ウ) 当該部分のうち落札事業者の名称、所在地及び落札金額は、原処分において開示されている。このため、入札状況調書及び入札書(電子方式)に記載された落札事業者の事業者IDを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。入札資格審査結果通知書に記載された設立年月日は、法人登記事項である。

当審査会事務局職員をして国の物品・役務に係る入札の有資格者情報の公表状況を全省庁統一ウェブサイトにより確認させたところ、有資格事業者の名称、本社住所、業者コード、法人番号、資格の種類及び等級、資格期間、企業規模、競争参加地域、業者コード、法人番号、企業規模並びに営業所及び営業品目の詳細が公表されており、これを有効期間、競争参加地域、資格の種類、事業者名(カナ検索を含む。)、業者コード及び法人番号から検索できることが確認された。

入札資格審査結果通知書に記載された国の物品・役務に係る入札資格に係る情報（付与数値合計を除く。）は、全て上記ウェブサイトで公表されている情報であり、原処分において落札事業者の名称が開示されていることから、公にされているものと認められる。落札事業者に係る情報のその余の部分は、入札方式（電子入札又は紙入札）に関するものにすぎない。

(エ) 当該部分に記載された不落事業者の情報のうち入札書等に記載されたその入札金額又は入札不参の事実については、事業者の名称、代表者氏名、事業者ID、資格審査登録番号、所在地及び電話番号を除くことにより、当該事業者の情報であることを識別することができなくなると認められる。また、不落事業者の資格審査結果通知書については、上記（ウ）のウェブサイトの確認結果から、当該ウェブサイトで公表されている情報（資格期間及び競争参加地域を除く。）を除くことにより、各事業者の入札資格の有無及びその有効期限並びに事務的な内容が記載されているにすぎない。

(オ) 当該部分のその余の部分のうち、電子くじ番号は電子的に抽選を行う場合の番号であり、同番号から各事業者を識別することはできないと認められる。その余は、各文書の宛先である大阪労働局の担当部署又は職名、調達案件名称、同番号等の原処分において開示されている情報であるか、入札の執行回数、資格審査結果通知書発行者の職名等の原処分において開示されている情報から推認できる内容又は空欄部分にすぎない。

(カ) したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条2号イ及び6号口のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表1の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法5条1号該当性

通番20は、什器購入の一般競争入札の落札者を通知する大阪労働局のメールに記載された宛先事業者の職員個人の業務用メールアドレスである。

当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

当該部分には、氏名に相当する部分が含まれていることから、法6条2項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条1号及び2号イ該当性

(ア) 通番6 (下記(イ)を除く。)

当該部分は、庁舎工事の設計業務を受託した特定の事業者の管理、意匠主任担当、積算主任担当、電気設備担当及び機械設備担当の各技術者の経歴書、当該事業者の業務体制表の記載の一部並びに協力事務所一覧表の代表者名欄である。当該部分(個人の印影を除く。)には、当該事業者及び協力事務所の職員の氏名、生年月日、年齢、学歴、資格、経験年数、業務歴及び現住所並びに各協力事務所の代表者の氏名が記載されている。

これらの情報は、それぞれ一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

当該部分のうち氏名、生年月日、年齢及び現住所については、個人識別部分であることから、法6条2項に基づく部分開示の余地はない。その余の部分については、これを公にすると、関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、その権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番6 (①bに限る。)

当該部分は、庁舎工事の設計業務の受託事業者の業務体制表の備考欄及び協力事務所一覧表の記載の一部である。当該部分のうち協力事務所一覧表の不開示部分1行目には受託事業者が他の事業者から協力を受ける理由が、その余の部分には協力事務所の名称、所在地、電話番号及びFAX番号が、それぞれ記載されている。

当該部分のうち理由部分には、受託事業者の内部事情が記載されている。その余の部分は、当該事業者が設計業務を受託するための業務体制構築の一環である協力事務所の情報であり、公にされているものとは認められない。

このため、当該部分は、これを公にすると、当該各事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条1号、2号イ及び6号ロ該当性

(ア) 通番 1

a 通番 1 (②に限る。)

当該部分(個人の印影を除く。)は、庁舎工事及び電話工事の予算配賦の申請のために大阪労働局が取り寄せた複数の事業者の参考見積書に記載された当該各事業者の代表者及び担当者の氏名である。

当該部分は、それぞれ一体として当該代表者又は担当者の法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

原処分においてこれらの事業者名は開示されておらず、代表者の氏名も公にされている状況にはない。このため、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 通番 1 (③に限る。)

当該部分(法人の印影を除く。)は、庁舎工事及び電話工事に係る複数の事業者の参考見積書に記載された当該事業者の名称、所在地、電話番号、FAX番号及び組織メールアドレスである。

原処分において当該各事業者の名称は開示されておらず、当該部分についても公にされているものとは認められない。

このため、当該部分は、これを公にすると、当該各事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

c 通番 1 (上記 a 及び b を除く。)

当該部分は、庁舎工事及び電話工事に係る複数の事業者の参考見積書及び内訳明細書並びに大阪労働局による庁舎工事の設計業務の予定価格の計算式であり、同局による予算配賦申請のための見積りの詳細な内容が記載されている。

このため、当該部分は、これを公にすると、将来の同種契約において、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になるなど、行政機関が行う契約事務に関し、国の財産上の利

益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号口に該当し、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番17

通番17は、大阪労働局が行う庁舎工事の一般競争入札についての入札状況調書、各事業者宛ての資格審査結果通知書、落札事業者の見積書並びに各事業者の入札書（電子方式及び紙入札方式）、入札参加届、入札辞退届、保険料納付に係る申立書及び自己申告書の記載の一部である。

a 通番17（③bに限る。）

当該部分は、庁舎工事の一般競争入札の入札書、入札参加届、入札辞退届、保険料納付に係る申立書及び自己申告書に記載された不落事業者の代表者の氏名である。当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

原処分において不落事業者の名称は開示されておらず、代表者の氏名も公にされている状況にはない。このため、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 通番17（上記a及び下記cないしeを除く。）

当該部分は、庁舎工事の入札状況調書に記載された不落事業者の名称及び事業者ID並びにこれらの事業者の入札書（電子方式及び紙入札方式）、入札参加届、入札辞退届、保険料納付に係る申立書及び自己申告書に記載された日付（入札日を除く。）、不落事業者の名称、所在地及び事業者IDの記載である。

当該部分のうち日付は、入札への参加又は辞退の届出日であり、競争入札に臨む各事業者の経営戦略を示す情報であると認められる。その余の部分は、いずれも不落事業者を特定することができる情報であるが、不落事業者の名称は原処分において開示されておらず、それを公表する慣行があるとも認められない。

このため、当該部分は、これを公にすると、特定の事業者が特

定の競争入札において不落事業者となったという事実が明らかとなり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

c 通番17（③cに限る。）

当該部分（法人の印影を除く。）は、特定の事業者の入札参加届に記載された当該事業者の業務用の組織メールアドレスである。

当該部分は、一般に公にされているものとは認められない。このため、これが公にされると、いたずらや偽計等に使用され、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

d 通番17（③dに限る。）

当該部分は、落札事業者が作成した見積書及びその内訳であり、庁舎工事に係る費用内訳及び積算詳細が記載されている。

当該部分は、原処分において開示されておらず、また、一般に公にされているものとも認められない。

このため、当該部分は、これを公にすると、当該事業者が契約した業務につき、将来の同種契約を想定した場合、競合他社には秘匿すべき情報である発生費用の詳細等が明らかとなるなど、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

e 通番17（③eに限る。）

当該部分は、各事業者宛ての資格審査結果通知書に記載された不落事業者の名称、住所及び登録番号並びにその入札資格の等級及び「数値」である。

当該部分のうち事業者の名称及び住所は、当該事業者を特定することができる情報であるが、不落事業者の名称は原処分において開示されておらず、それを公にする慣行があるとも認められない。また、厚生労働省ウェブサイトにおける同省の建設工事に係る入札資格者情報の公表状況を確認した結果（上記（1）ク

(ウ))を踏まえると、これら不落事業者の登録番号、等級及び数値を公にすると、当該事業者が特定されることになるものと認められる。

したがって、当該部分は、上記bと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番23

通番23は、大阪労働局が行う什器購入の一般競争入札についての入札状況調書、各事業者宛ての資格審査結果通知書、落札事業者の内訳書並びに各事業者の入札書（電子方式及び紙入札方式）、委任状（紙入札方式）、入札参加届、誓約書、同別紙役員等名簿、保険料納付に係る申立書及び自己申告書の記載の一部である。

a 通番23（⑤bに限る。）

当該部分（個人の印影を除く。）のうち役員等名簿は、各事業者が大阪労働局に提出した誓約書の別紙であり、各事業者の役員の職名、氏名（フリガナ）及び生年月日（落札事業者については各役員の生年月日のみ）が記載されている。その余の部分は、什器購入の一般競争入札における不落事業者の入札書、入札参加届、委任状及び保険料納付に係る申立書、資格審査結果通知書に記載された当該事業者の代表者の職氏名又はその代理人である職員の氏名及び署名、入札参加受付名簿に記載された各事業者の担当者氏名並びに入札参加届に記載された事業所職員の業務用個人メールアドレスである。

当該部分は、それぞれ一体として当該役員又は職員各個人の法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、事業所職員の氏名、署名及び業務用個人メールアドレスについては、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。不落事業者の代表者の職氏名及び生年月日については、原処分において不落事業者の名称が開示されておらず、代表者の氏名も公にされている状況にはないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。落札事業者の役員の生年月日については、原処分において開示されておらず、法人登記事項でもないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、いずれも個人識別部分であることから、法6条2項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 通番23（上記a並びに下記c及びdを除く。）

当該部分は、什器購入の入札状況調書及び入札参加受付名簿に記載された各事業者の名称、事業者ID及び電話番号並びにこれらの事業者の入札書（電子方式及び紙入札方式）、委任状（紙入札方式）、入札参加届、保険料納付に係る申立書及び自己申告書に記載された日付（入札日を除く。）、各事業者の名称、所在地及び事業者ID（落札事業者の名称、所在地及び事業者IDを除く。）である。

したがって、当該部分は、上記（イ）bと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

c 通番23（⑤cに限る。）

当該部分は、落札事業者が作成した内訳書であり、什器購入に係る単価等の詳細が記載されている。

当該部分は、原処分において開示されておらず、一般に公にされているものとも認められない。

したがって、当該部分は、上記（イ）dと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

d 通番23（⑤dに限る。）

当該部分は、各事業者宛ての資格審査結果通知書に記載された不落事業者の名称、所在地、業者コード、法人番号、設立年月日及びその入札資格の種類ごとの付与数値合計である。

当該部分のうち付与数値合計を除く各情報は、各不落事業者を特定することができる情報であるが、不落事業者の名称は原処分において開示されておらず、それを公にする慣行があるとも認められない。

また、入札資格ごとの付与数値合計は、資格の種類別の等級を決める各事業者に固有の具体的な数値であるが、全省庁統一サイトにおける国の物品・役務に係る入札の有資格者情報の公表状況を確認した結果（上記（1）コ（ア））によると、当該ウェブサイトにおいても公にされていない情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（イ）bと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法5条2号イ並びに6号柱書き及び口該当性

(ア) 通番11 (下記(イ)を除く。)

当該部分は、大阪労働局の予算流用申請書に添付された庁舎工事の監理業務の見積書の費用内訳の記載である。

当該部分は、下記オ(ア)に掲げる通番15と同様の内容であり、下記オ(ア)と同様の理由により、公にされているものとは認められない。

このため、当該部分は、これを公にすると、当該事業者の事業構造や経営方針が明らかとなるなど、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条6号柱書き及び口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番11 (②bに限る。)

当該部分は、大阪労働局から本省に対する予算流用申請書の添付資料であり、同局が行った個別の工事に係る示達額、契約金額、残金等の詳細が記載されている。

このため、これを公にすると、大阪労働局における予算の執行管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イ及び6号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法5条2号イ及び6号口該当性

(ア) 通番5、通番8及び通番15 (下記(イ)を除く。)

当該部分のうち通番5を除く部分は、庁舎工事の設計業務及び監理業務の各受託事業者が作成した見積書の費用内訳の記載である。

原処分においては、上記各業務の契約金額が開示されているが、費用内訳までは開示されていない。当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、当該部分(内訳部分)の公表の有無を確認させたところ、大阪労働局及び受託事業者のいずれにおいても公表していないとのことである。また、通番5は、大阪労働局の予算流用申請書に添付された庁舎工事の設計業務の見積書の費用内訳の記載であり、通番8と同様の内容である。

このため、当該部分は、通番5を含め、公にされているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記エ(ア)と同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条6号口について判断するまでもなく、不

開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 8 (④ bに限る。) 及び通番 15 (③ bに限る。)

当該部分は、庁舎工事の設計業務及び工事監理業務に不採用となった事業者が作成した見積書及び人工明細表であり、見積書には当該事業者の名称、住所、電話番号及び代表者職氏名が、人工明細表には見積内容の積算内訳が、それぞれ記載されている。

見積書に記載された情報は、当該事業者を特定することができる情報であるが、原処分において不採用となった事業者名は開示されていないことから、これらについても公にされているものとは認められない。

このため、当該部分は、これが公にされると、特定の事業者が特定の業務についてどのような内容・明細の提案を行い、不採用となったのかが明らかになり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 2 号イに該当し、同条 6 号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 19

当該部分は、大阪労働局が什器購入の一般競争入札に当たって予定価格を検討する際に参考として使用した既往の競争入札結果の詳細が記載されている。

したがって、当該部分は、上記ウ (ア) c と同様の理由により、法 5 条 6 号ロに該当し、同条 2 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 法 5 条 6 号柱書き該当性

(ア) 通番 3, 通番 9, 通番 12 (① bに限る。), 通番 14 (② bに限る。) 及び通番 22

当該部分は、大阪労働局及び厚生労働省大臣官房地方課の特定職員の業務用メールアドレス (その一部を含む。) である。

このため、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用され、行政機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法 5 条 6 号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 12 及び通番 14 (上記 (ア) を除く。)

当該部分は、大阪労働局管内の特定施設の平面図であり、部屋の位置関係や使用区分等が詳細に記載されている。平面図については、原処分において開示されているものもあるが、諮問庁の説明 (上記第 3 の 3 (2) ウ) によると、当該部分には行政機関職員のみが出

入可能な特定の場所等が示されており、当該場所の位置が特定されることから、部分開示もできないとのことである。

当該部分については、これを公にすると、部外者が不法に当該場所に侵入することを容易にするなど、大阪労働局における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

ク 法5条6号柱書き及び口該当性

通番4は、大阪労働局管内の個別の庁舎及び宿舎別の整備計画であり、会計区分別、予算事項コード別、工事コード別及び予算科目別に詳細に区分されていることが認められる。

したがって、当該部分は、上記エ（イ）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ケ 法5条6号口該当性

（ア）通番2及び通番18（①bに限る。）は、大阪労働局が什器購入について予算配賦を申請した際の見込金額の算定に用いた値引率の根拠並びに一般競争入札における予定価格算出の計算及び積算資料である。

通番10及び通番13（②cに限る。）は、大阪労働局が庁舎工事について予算流用を申請した際の見込金額の算出式及び積算資料であり、通番13（②bに限る。）は、設計結果に基づいて同局が設定した当該工事の予定価格の算定式及び詳細な積算資料である。

通番13（②b及び②cを除く。）、通番16、通番18（①bを除く。）及び通番21は、大阪労働局が作成した予定価格調書の記載の一部であり、入札業務を行う際の特定の条件における金額等が記載されている。

（イ）したがって、通番2、通番10、通番13、通番16、通番18及び通番21は、上記ウ（ア）cと同様の理由により、法5条6号口に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件対象文書2の不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表2の3欄に掲げる部分）について

ア 通番24（1）

当該部分は、大阪労働局総務部長等から同局関係課長及び各労働基準監督署長に宛てた通知文書の記載の一部である。

原処分2において事務処理を行う役職や職員の区分が既に開示されており、当該部分には、監督署における事務処理を行う「チーム」を

構成する人数の概数が記載されているにすぎない。

このため、当該部分は、これを公にしても、当該労働局が行う労災補償に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きには該当せず、開示すべきである。

イ 通番24（上記ア及び下記ウを除く。）及び通番27（下記ウを除く。）

当該部分は、大阪労働局長から同局総務部長、労働基準部長及び各労働基準監督署長に宛てた同一の通知文書の同じ部分である。

当該部分は、原処分2において開示されている情報から推認できる内容であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条6号柱書きには該当せず、開示すべきである。

ウ 通番24（3）及び（4）並びに通番27（2）及び（3）

当該部分は、上記イに掲げる通知文書の記載の一部であり、通番24（3）は通番27（2）と、通番24（4）は通番27（3）とそれぞれ同じ部分である。

当該部分のうち通番24（3）及び通番27（2）は、当審査会において見分したところ、社会通念上一般的に知り得る内容であると認められる。また、その余の部分は、原処分2において開示されている「算定基礎調査」の調査区分の名称にすぎない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条6号柱書きには該当せず、開示すべきである。

エ 通番25

当該部分は、上記イに掲げる通知文書の記載の一部であり、通番24（4）及び通番27（3）と同じく、原処分2において開示されている「算定基礎調査」の調査区分の名称にすぎない。

このため、当該部分は、これを公にしても、大阪労働局が行う労災補償に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番26及び通番29

当該部分は、上記イに掲げる通知文書の記載の一部であり、同一文書の同じ部分である。

当該部分は、原処分2において開示されている情報から推認できる内容であると認められる。

このため、これを公にしても、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、大阪労働局が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表2の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法5条4号及び6号イ該当性

通番26及び通番29には、大阪労働局及び管内監督署の監督部署の体制変更についての対応方針等が記載されていることが認められる。

このため、当該部分は、これを公にすると、当該労働局が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条6号柱書き該当性

通番24及び通番27には、大阪労働局管内における労災補償業務又は算定基礎調査の個別・具体的な行政事務の手法が記載されている。

このため、当該部分は、これを公にすると、当該労働局が行う労災補償に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号柱書き及びイ該当性

通番25には、大阪労働局管内における算定基礎調査の個別・具体的な行政事務の手法が記載されている。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法5条6号イ該当性

通番28には、大阪労働局管内における監督指導の個別・具体的な運用方針が記載されている。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、特に通達部分を挙げて、原処分における「不開示部分については、どの不開示理由がどのように該当するのか、皆目分からない」などとし、原処分には違法の疑いがある旨を主張している。

そこで、当審査会において、原処分1の開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」の記載内容を確認したところ、不開示とする理由の説明が法の適用条項（法5条1号、2号イ及び6号ロ）の規定をほぼそのまま引き写したものであることが認められる。しかしながら、開示実施文書と照らし合わせてみると、原処分1に係る本件対象文書1のうち不開示とされた部分とその理由についての対応関係が不明であって了解できないとまでいうことはできない。したがって、原処分には、理由の提示の不備により取り消すまでの瑕疵があるとは認められない。

(2) 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号イ、ロ及び二に該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びロに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表1及び2の各3欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びロに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びロのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表1 本件対象文書1の不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名	2 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分等		3 2欄のうち開示すべき部分
	該当箇所	法5条各号該当性等 通番	
5 労働基準監督署組織再編に伴う労災補償業務の局集中化に係る庁舎整備等の予算配布の申請について	① 9頁ないし26頁(②及び③を除く。) ② 9頁, 18頁, 22頁及び25頁の代表者氏名並びに担当者の氏名及び印影 ③ 9頁ないし25頁の事業者の名称, 所在地, 電話番号, FAX番号, 印影及び組織メールアドレス	1号, 12号イ, 6号ロ	9頁(事業者名, 代表者職氏名, 所在地, 電話番号, FAX番号及びメールアドレス並びに担当者の氏名及び印影を除く。), 10頁(事業者名を除く。), 11頁(事業者名並びに表2行目ないし7行目及び11行目ないし18行目の記載部分を除く。), 12頁(事業者名及び表の1行目ないし13行目記載部分を除く。), 13頁(事業者名及び表2行目ないし19行目記載部分を除く。), 14頁(事業者名を除く。), 15頁(事業者名並びに表2行目及び3行目の記載部分を除く。), 16頁(事業者名及び表2行目ないし19行目記載部分を除く。), 17頁(事業者名及び表1行目ないし8行目記載部分を除く。), 18頁(事業者名, 代表者職氏名, 所在地, 電話番号, FAX番号及びメールアドレス並びに担当者の氏名及び印影を除く。), 19頁(事業者名を除く。), 20頁(事業者名及び表2行目ないし10行目記載部分を除く。), 21頁(事業者名及び表2行目ないし17行目記載部分を除く。), 22頁(事業者名, 印影, 代表者職氏名, 所在地, 電話番号, FAX番号及び担当者氏名を除く。), 23頁(事業者名, 印影, 表中記載部分(1行

					目, 6行目, 10行目, 15行目, 19行目及び23行目を除く。)及び小計金額を除く。), 24頁(事業者名, 印影, 表中記載部分(1行目, 6行目, 10行目, 14行目, 18行目及び22行目を除く。)及び小計金額を除く。), 25頁(事業者名, 印影, 代表者職氏名, 所在地, 電話番号及びFAX番号並びに表中記載部分3行目ないし6行目を除く。)
6	労働基準監督署組織再編に伴う労災補償業務の局集中化に係る庁舎整備等の予算配布の申請について	3頁ないし5頁不開示部分	6号口	2	3頁不開示部分1文字目ないし4文字目, 19文字目ないし最終文字, 4頁, 5頁不開示部分1文字目ないし4文字目, 14文字目ないし最終文字
7	大阪中央労働総合庁舎内装改修工事設計業務に係る予算の流用申請について	① 9頁不開示部分	6号柱書き	3	—
		② 3頁, 5頁及び7頁不開示部分	6号柱書き及び口	4	3頁, 7頁
		③ 4頁不開示部分	2号イ, 6号口	5	下から4行目ないし7行目を除く部分
8	大阪中央労働総合庁舎内装改修工事設計業務に係る契約の締結並びに経費の支出について	① a 24頁ないし31頁不開示部分(① bを除く。)	1号, 2号イ	6	24頁備考欄1行目ないし6行目, 26頁ないし30頁項目名等様式部分, 31頁1行目1文字目ないし8行目
		① b 24頁及び25頁の備考欄, 31頁不開示部分1行目, 表(代表者名欄を除く。)			
		③ 20頁不開示部分	6号口	7	全て
		④ a 16頁不開示部分(②を除く。), 21頁	2号イ, 6号口	8	17頁(事業者所在地, 名称, 代表者職氏名及び法人印影を除く。), 21頁(下か

		④ b 17頁及び18頁不開示部分			ら4行目ないし7行目を除く。)
		⑤ 19頁不開示部分	6号柱書き	9	—
9	大阪中央労働総合庁舎内装改修工事及び同工事監理業務に係る予算の流用申請について	① 3頁ないし5頁及び7頁不開示部分	6号口	10	3頁, 7頁
		②-1 6頁不開示部分 ②-2 8頁不開示部分	2号イ, 6号柱書き及び口	11	6頁(下から4行目ないし6行目を除く。)
10	大阪中央労働総合庁舎内装改修工事の施工について	① a 32頁ないし34頁, 38頁不開示部分 ① b 132頁不開示部分	6号柱書き	12	—
		② a 43頁不開示部分 ② b 44頁ないし80頁不開示部分 ② c 133頁不開示部分	6号口	13	133頁
11	大阪中央労働総合庁舎内装改修工事監理業務に係る契約の締結並びに経費の支出について	② a 34頁ないし36頁及び40頁不開示部分 ② b 84頁不開示部分 ②-3 85頁不開示部分	6号柱書き	14	85頁
		③ a 81頁不開示部分(①を除く。) ③ b 82頁及び83頁不開示部分	2号イ, 6号口	15	82頁(事業者所在地, 名称, 代表者職氏名, 法人印影を除く。)
12	大阪中央労働総合庁舎内装改修工事に係る契約締結並びに経費の支出について	② 16頁不開示部分 ③ a 15頁不開示部分, 17頁及び19頁ないし38頁不開示部分(③-2ないし③-5を除く。) ③ b 21頁ない	6号口 1号, 2号イ, 6号口	16 17	— 5頁不開示部分(2行目ないし7行目記載部分を除く。), 15頁執行回数欄, 事業者ID欄及び商号又は名称欄各5行目, 入札金額欄及び判定欄全て, 欄外手書き部分1文字目ないし27文字

		し 3 8 頁 (2 2 頁, 2 7 頁, 3 2 頁及び 3 6 頁を除く。) の代表者氏名 ③ c 2 0 頁ないし 3 8 頁 (2 2 頁, 2 5 頁, 2 7 頁, 2 9 頁, 3 0 頁, 3 2 頁及び 3 6 頁を除く。) の印影, 2 1 頁メールアドレス ③ d 5 頁ないし 1 4 頁不開示部分 ③ e 2 2 頁, 2 7 頁, 3 2 頁及び 3 6 頁不開示部分			目, 2 行目 2 0 文字目ないし最終文字, 1 7 頁及び 1 9 頁全て, 2 0 頁 (印影を除く。), 2 1 頁ないし 2 4 頁 (2 2 頁を除く。) の日付, 印影及びメールアドレスを除く部分, 2 2 頁全て, 2 5 頁及び 3 0 頁 (事業者 I D, 事業者名及び代表者氏名を除く。), 2 6 頁ないし 3 8 頁 (2 7 頁, 3 0 頁, 3 2 頁及び 3 6 頁を除く。) の日付, 事業者名, 所在地及び代表者氏名を除く部分, 2 7 頁, 3 2 頁及び 3 6 頁 (宛先住所, 事業者名, 登録番号並びに表の等級欄及び数値欄の記載部分を除く。)
1 3	大阪労働局第一庁舎外 9 施設における什器等の購入	① a 1 5 頁不開示部分 ① b 1 6 頁, 1 7 及び 1 9 頁の不開示部分 ② 1 8 頁及び 2 0 頁ないし 2 9 頁不開示部分	6 号口	1 8	—
			2 号イ, 6 号口	1 9	2 2 頁ないし 2 8 頁
1 5	大阪労働局第一庁舎外 9 施設における什器等の購入契約の締結並びに経費の支出について	① 6 1 頁 4 行目 ③ 1 3 頁不開示部分 ④ 6 1 頁不開示部分 (① を除く。) ⑤ a 4 頁ないし 1 0 頁不開示部分, 2 6 頁ないし 6 0 頁不開示部分 (いずれも ① 及び ⑤ b ないし ⑤ d を除く。) ⑤ b 5 頁ないし 1 0 頁, 2 7 頁ないし 4 3 頁 (2 9 頁, 3 6 頁及び 4 2 頁を除く。),	1 号 6 号口 6 号柱書き 1 号, 2 号イ, 6 号口	2 0 2 1 2 2 2 3	— — — 4 頁執行回数欄, 事業者 I D 欄及び商号又は名称欄各 2 行目, 入札金額欄及び判定欄並びに欄外手書き部分, 5 頁全て, 6 頁及び 7 頁 (事業者所在地, 名称, 代表者職氏名及び電話番号並びに代理人氏名, 署名及び印影を除く。), 8 頁ないし 1 0 頁 (事業者 I D, 資格審査登録番号, 商号又は名称及び代表者氏名を除く。), 1 1 頁品

		<p>4 9 頁ないし 6 0 頁（5 0 頁及び 5 6 頁を除く。）の代表者の職氏名，6 頁及び 7 頁の代理人の氏名，署名及び印影，2 6 頁の担当者氏名，2 9 頁，3 6 頁，4 2 頁，5 0 頁及び 5 6 頁の名簿部分 ⑤ c 1 1 頁不開示部分（①及び⑤- 3 を除く。），1 9 頁不開示部分 ⑤ d 2 6 頁の資格欄及び地域欄，3 2 頁，3 3 頁，3 9 頁，4 5 頁ないし 4 7 頁，5 1 頁，5 9 頁及び 6 0 頁不開示部分</p>		<p>名欄，数量欄及び単位欄全て，単価欄及び金額欄各 1 行目，2 6 頁表 1 行目（受付日及び担当者を除く。），2 行目ないし 5 行目（受付日，名称，電話番号及び担当者を除く。），6 行目ないし最終行，2 7 頁ないし 3 8 頁（2 9 頁，3 2 頁，3 3 頁及び 3 6 頁を除く。）及び 5 4 頁ないし 5 8 頁（5 6 頁を除く。）不開示部分（日付並びに事業者の所在地，名称及び代表者職氏名並びに印影を除く。），2 9 頁，3 6 頁及び 5 6 頁（法人名，所在地及び役員情報記載部分を除く。），3 2 頁，3 3 頁，3 9 頁，5 9 頁及び 6 0 頁（宛先住所，事業者名及び代表者職氏名，業者コード，法人番号，企業規模，設立年月日，付与数値合計，等級及び営業品目の記載部分を除く。），4 0 頁ないし 5 3 頁（4 2 頁，4 5 頁ないし 4 7 頁，5 0 頁及び 5 1 頁を除く。）の日付及び法人印影を除く部分，4 2 頁及び 5 0 頁（生年月日を除く。），4 5 頁ないし 4 7 頁及び 5 1 頁（付与数値合計を除く。）</p>
--	--	--	--	---

（注）

- 1 文書 1，3，4 及び 1 4 は原処分において全て開示されており，文書 2 は，諮問に当たり，諮問庁が開示するとしている。
- 2 審査請求人は，原処分における不開示部分のうち法人及び個人の印影の開示を求めている（本文第 5 の 1（1）なお書き）。これに伴い，別表 1 の 2 欄のうち，専らこれに該当する文書 8 ②，1 1 ①，1 2 ①，1 5 ①（6 1 頁 4 行目を除く。）及び 1 5 ②については，掲載を省略した。

別表2 本件対象文書2の不開示情報該当性

1 文書 番号及び 文書名	2 諮問庁がなお不開示とすべき としている部分等			3 2欄のうち開示すべき部分
	該当箇所	法5条 各号該 当性等	通番	
1 大阪労働局管下労働基準監督署労働災害部署の業務体制の変更について	① 5頁不開示部分、6頁「2 労災部署の体制の確保と業務の効率化」欄不開示部分、7頁不開示部分、8頁「エ. 算定基礎調査について」欄不開示部分（②を除く。）	6号柱書き	24	(1) 5頁2行目13文字目ないし15文字目 (2) 6頁「2 労災部署の体制の確保と業務の効率化」欄1行目4文字目ないし9文字目 (3) 7頁2行目4文字目ないし24文字目 (4) 8頁「エ. 算定基礎調査について」欄2行目4文字目ないし17文字目
	② 8頁「エ. 算定基礎調査について」欄1行目不開示部分	6号柱書き及びイ	25	1行目4文字目ないし17文字目
	③ 6頁「1 監督部署の体制の強化」欄不開示部分	4号、6号イ	26	1行目4文字目ないし14文字目
2 平成31年4月1日付け人事異動に係る労働基準監督署労働災害部署の事案の引継ぎ体制について	① 9頁「2 労災部署の体制の確保と業務の効率化」欄不開示部分、10頁、11頁及び14頁の各不開示部分	6号柱書き	27	(1) 9頁「2 労災部署の体制の確保と業務の効率化」欄1行目4文字目ないし9文字目 (2) 10頁2行目4文字目ないし24文字目 (3) 11頁18行目4文字目ないし17文字目、19行目4文字目ないし17文字目
	② 12頁「(3) 安衛配置監督官が行う個別指導と労働災害防止主眼監督等の一体的実施」欄1行目ないし5行目、13頁1行目2文字目ないし2行目	6号イ	28	—
	③ 9頁「1 監督部署の体制の強化」欄不開示部分、12頁「(2) 監督指導体制の強化」欄不開示部分	4号、6号イ	29	1行目4文字目ないし14文字目
	④ 12頁最終行ないし13頁1行目1文字	新たに開示	—	—

		目, 「(2) 監督署における監督部署と労災部署の連携」欄不開示部分			
--	--	------------------------------------	--	--	--

(注) 審査請求人は, 原処分における不開示部分のうち法人及び個人の印影の開示を求めている(本文第5の1(1)なお書き)。